

令和5年度 専門分科会の調査審議結果について

●障がい者福祉専門分科会

所掌事務	障がい者福祉に関すること
調査審議 内容	「(仮称) 第6次宇都宮市障がい者福祉プラン」及び「(仮称) 第7期宇都宮市障がい福祉サービス計画・(仮称) 第3期宇都宮市障がい児福祉サービス計画」の策定について
開催日時	【第1回】令和5年8月28日 「現計画の進捗状況について」、 「次期計画作成に向けた課題の総括について」 【第2回】令和5年12月19日 「計画の素案について」 【第3回】令和6年2月7日 「計画策定に係る提言書について」
調査審議 結果	「障がい者福祉プラン」及び「障がい福祉サービス計画・障がい児福祉サービス計画」の策定にあたり、障がい者福祉専門分科会において計画素案等について議論を行い、障がい福祉施策の計画的な推進に向けて意見等を提言としてまとめた。 提言の概要については以下のとおり 1 提言にあたって 2 対応すべき課題について (1) 障がい者の社会的自立の促進について ・ 企業と障がい者の就労に関する相互理解 ・ 余暇活動や社会参加ができるよう更なる外出支援の充実 など (2) 障がい者の地域生活支援の充実について ・ 親なき後を見据えた住まいの場の確保 ・ 精神障がい者の地域移行への取組強化 など (3) 障がい者への理解や配慮の促進について ・ 民間事業者における合理的配慮の提供の促進 ・ 障がいへの理解を一層深めるため幼少期からの理解促進 など 3 計画に対する審議会からの意見 【第6次プラン】 (1)【基本目標1】自分らしく生き生きと自立して暮らせる社会の実現 就労支援の充実や、文化芸術・スポーツ活動の機会の創出など社会参加の推進、外出・移動支援の充実などの必要がある。 (2)【基本目標2】乳幼児期から生涯にわたり地域で安心して暮らせる社会の実現 切れ目のない一貫した支援に向けた療育の推進や重度障がい者にも対応したグループホームの設置促進など住まいの場の充実などの必要がある。 (3)【基本目標3】互いに尊重し支え合う暮らしやすい社会の実現 幼少期からの障がいへの理解促進や民間事業者による合理的配慮の提供の促進などの必要がある。

	【第7期サービス計画・第3期障がい児計画】 (1) 目標の設定について 国の基本指針や本市の現行計画における取組の進捗状況等に基づき適切に目標を設定するとともに、目標達成に向けた取組を着実に進める必要がある。 (2) 障がい福祉サービス・障がい児福祉サービス等の見込量の確保について 国の基本指針に基づき、現在の利用者数を基礎として、直近の利用実績や今後の取組などを勘案し、必要となる各サービスの見込量を適切に見込むとともに、その見込量を確保するための方策について着実に取り組む必要がある。 4 計画の推進にあたって留意すべき点について 【別添資料】 ・「第6次宇都宮市障がい者福祉プラン」及び「第7期宇都宮市障がい福祉サービス計画・第3期宇都宮市障がい児福祉サービス計画」策定に係る提言別紙1
--	---

●障がい者福祉専門分科会 審査部会

開催日時	【第1回】 令和5年6月21日 【第2回】 令和5年9月6日 【第3回】 令和5年12月20日 【第4回】 令和6年3月6日（予定）
調査審議内容 調査審議結果	【認定状況等】 ・身体障がい者の障がい程度の認定 14件（3歳未満12件） ・身体障害者福祉法第15条第2項による医師の指定 16件 ・指定自立支援医療機関の指定 20件 ・指定自立支援医療機関の変更 12件

「(仮称) 第 6 次宇都宮市障がい者福祉プラン」及び 「(仮称) 第 7 期宇都宮市障がい福祉サービス計画・ (仮称) 第 3 期宇都宮市障がい児福祉サービス計画」の概要について

1 計画策定の趣旨

障がいのある人が、住み慣れた地域で自分らしく生き生きと安心して暮らせるよう、近年の社会状況や法施行等を踏まえ、新たに「第 6 次宇都宮市障がい者福祉プラン」(以下、「第 6 次プラン」)及び「第 7 期宇都宮市障がい福祉サービス計画・第 3 期宇都宮市障がい児福祉サービス計画」(以下、「第 7 期サービス計画」・「第 3 期障がい児計画」)を一体的に策定する。

第 6 次プラン：市の障がい福祉施策の基本的な方向性を示し、事業の計画的な推進を図るための計画

第 7 期サービス計画：第 6 次プランに掲げる障がい福祉サービス等の実施計画

第 3 期障がい児計画：第 6 次プランに掲げる障がい児福祉サービス等の実施計画

2 計画の特徴

(1) 障がいのある人の生活の更なる充実

令和 4 年に本県で開催された「第 22 回全国障害者スポーツ大会」を契機と捉え、地元民間企業等と連携を図りながら、文化芸術・スポーツ活動等の社会参加を促進するとともに、親なき後への備えや地域移行に向け、地域生活支援の一層の充実を図る。

(2) ライフステージに応じた切れ目のない支援の強化

乳幼児期の早い段階から、誰一人取り残さず、健やかな成長を後押しし、ライフステージに応じて、地域の保健・医療・福祉・保育・教育・就労等の関係機関が連携を図り、保健と福祉のまるごと相談窓口「エールU」などと連携した相談体制の充実など、切れ目のない一貫した支援の強化を図る。

(3) 合理的配慮の提供促進・障がいの特性に応じた情報アクセシビリティの向上

障がいへの理解の一層の促進に向け、民間事業者等における合理的配慮の提供を促進するとともに、デジタルの活用による障がい特性や個々のニーズに応じた情報提供の充実を図るなど、情報アクセシビリティの向上に取り組む。

3 計画期間

- ・ 第 6 次プラン : 令和 6 年度～令和 11 年度(6 年間)
- ・ 第 7 期サービス計画・第 3 期障がい児計画 : 令和 6 年度～令和 8 年度(3 年間)

【別添資料】

- ・ (仮称) 第 6 次宇都宮市障がい者福祉プラン【概要版】 参考資料 1
- ・ (仮称) 第 7 期宇都宮市障がい福祉サービス計画・
(仮称) 第 3 期宇都宮市障がい児福祉サービス計画【概要版】 参考資料 2